

規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会の名称は「四日市東日本大震災支援の会」とする(以下「会」とする)。

第2条(事務局所在地)

この会の事務局を四日市市萱生町 1200 四日市大学鬼頭研究室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この会は、世界で発生する災害被災者を支援することを目的とする。

第4条(事業)

この会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 義援金募金活動
- 2) 災害ボランティア活動
- 3) その他、被災者の支援活動
- 4) 災害ボランティアに関する講演・研修
- 5) その他、災害に関連する事業

第3章 会員

第5条(構成)

この会は会の目的に賛同して活動に参加する大学・高校等の教職員・学生・生徒等で構成する。具体的には、新しい年度の会の活動に参加する意思のある教職員を新しい年度の会員とし、前年度の活動に参加した学生・生徒等のうち新しい年度の活動にも参加する意思がある学生・生徒等を新しい年度の会員とする。

第4章 運営

第6条(会議)

会議は総会、役員会とする。

第7条(総会)

総会はこの会の最高意思決定機関であり、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなす。総会では、この会の活動方針・事業計画・予算等の重要事項を審議し、出席者の過半数をもって議決する。

第8条(役員会)

役員会は役員で構成し、活動計画の企画・立案及び総会の議題等について審議する。

第5章 役員

第9条(役員)

この会に、代表、副代表、大学生リーダー、高校生リーダー、教職員役員、大学生役員、高校生役員、監事を置く。

第10条(選出)

役員は総会において選出する。

第11条(任期)

役員は任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条(代表・副代表)

代表は会を代表して、会の運営、活動の指揮を行う。副代表は、代表とともに会の運営、活動の指揮を行い、代表不在時には代表の代理を務める。

第13条(大学生リーダー・高校生リーダー)

大学生リーダー・高校生リーダーは、代表を補佐し、各大学・各高校のリーダーとして互いに協力・連携して会の運営、活動の指揮を行う。

第14条(教職員役員・大学生役員・高校生役員)

教職員役員は代表を補佐して会の運営を行うとともに各大学・各高校における学内・校内手続きを行い、代表・副代表不在時にはその代理を務める。大学生役員は大学生リーダーを補佐して会の運営を行い、大学生リーダー不在時にはその代理を務める。高校生役員は高校生リーダーを補佐して会の運営を行い、高校生リーダー不在時にはその代理を務める。

第15条(監事)

監事は会の会計監査を行う。

第6章 財政

第16条(収入)

会の活動は寄付金(支援金)・会員からの参加費・外部資金などによって賄う。

第17条(会計年度)

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条(監査と報告)

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

第7章 規約の変更

第19条(規約の変更)

この会の規約は、総会において過半数の議決を得て変更することができる。

第8章 雑則

第20条(細則)

この規約の施行について必要な細則は役員会の議決を経て、代表が適宜定める。

付則

この規約は、2011年4月から適用していたものを修正(2012年4月1日、2013年4月1日、2014年4月1日)し、2014年4月1日から適用する。